

4月

あい社会保険労務士法人

〒706-0024

岡山県玉野市御崎2丁目3番13号

TEL: 0863-81-5634

FAX: 0863-33-3896

e-mail: ksato@aisr.or.jp

ホームページ: <http://aisr.or.jp>

「マイナンバー制度」対応で必要となる準備事項とは？

◆来年1月から番号利用がスタート

今年10月からマイナンバー（個人番号）の市区町村から全国民への通知が開始され、来年1月からはマイナンバーの利用が始まります。

制度がスタートすると、企業は給与所得の源泉徴収票の作成や社会保険料の支払い等においてマイナンバーの取扱いが必要となりなますが、日本経団連では、3月9日に「マイナンバー制度への対応準備のお願い」という文書を発表し、主な準備事項を示しました。

◆必要となる準備事項の内容は？

上記文書では、制度開始に向けて企業は次の事項を行わなければならないとされています。

1. 対象業務の洗い出し

(1) マイナンバーの記載が必要な書類の確認

・給与所得の源泉徴収票、支払調書等の税務関係書類

・健康保険・厚生年金保険、雇用保険関係書類

(2) マイナンバー収集対象者の洗い出し

・従業員等（従業員に加えて役員やパート、アルバイトを含む）とその扶養家族

・報酬（講師謝礼、出演料等）の支払先

・不動産使用料の支払先

・配当等の支払先

2. 対処方針の検討

(1) 組織体制の整備

(2) 社内規程の見直し

(3) 担当部門・担当者の明確化等

(4) 身元（実在）確認・番号確認方法に係る検討、明確化等

(5) 物理的安全管理措置の検討（区域管理、漏えい防止等）

(6) 収集スケジュールの策定

3. マイナンバー収集対象者への周知

(1) 収集までのスケジュールの提示（収集開始時期等の確定）

(2) 教育・研修

(3) 利用目的の確定・提示

4. 関連システムの改修（自社にてシステム構築を行っている場合）

(1) 人事給与システム

(2) 健康保険組合システム

5. 委託先・再委託先の監督等

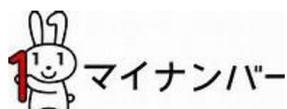
(1) 委託先の選定

(2) 必要かつ適切な監督を行うための契約の締結（取扱い状況を把握する方法を含む）

ついに預金口座にも!?「マイナンバー法改正案」の概要

◆今国会で成立の見込み

政府は、国民一人ひとりに番号を割り振るマイナンバー制度の適用範囲を広げる「マイナンバー法改正案」を閣議決定



し、国会に提出しました。

この法案は、希望者を対象に2018年から預金口座に番号を付与し、個人の資産を把握することで、事務の効率化や税金・社会保険料の徴収等に役立てるねらいがあります。

また、乳幼児の予防接種記録やメタボ検診の情報の管理など、医療情報への活用も一部で認められます。

本案は、今国会で成立する見通しです。

◆銀行口座への登録は任意

マイナンバーで預金資産を管理することで、事務の効率化や税の徴収の他、脱税や生活保護の不正受給といった疑いのある人の口座情報を得やすくなり、公正な納税につながるといった効果が期待されています。2018年時点では、銀行口座のマイナンバー登録に強制力はなく任意とされており、新規に口座を開設する際に申請用紙にマイナンバーを記入する欄が設けられたり、既存の口座には来店時に登録を促したりといった対応がなされます。

◆医療分野では予防接種とメタボ検診の情報管理のみ

一方、医療情報への活用については、自治体が扱う予防接種の記録や健康保険組合が扱うメタボ検診の情報に限り、マイナンバーの利用が認められるようになるということです。

乳幼児の予防接種記録を管理することで転居先の市区町村に引き継げるようにしたり、メタボ検診については転職をしても情報を健康保険組合が引き継いだりすることで、過去のデータを踏まえた保健指導を行うことが可能となります。

◆今後の検討課題

マイナンバーで資産情報を管理されることに強い抵抗を持つ人は多くいます。また、銀行に膨大な事務負担がかかることで対応することができなくなる懸念もありますが、政府は進捗状況をみて2021年をめどに義務化するかどうかを

判断する方針です。

医療分野では、個人情報漏洩の懸念から、カルテの管理にマイナンバーを適用することについて今回は見送られていますが、2018年度以降はカルテに加えて診療報酬明細書（レセプト）などの管理にマイナンバーを活用し、医療費の削減につなげることが検討されています。

「外国人技能実習制度」適正化に関する法案のポイント

◆技能実習生の人権侵害防止のため監督機関を新設

政府は、外国人を日本国内に受け入れて働きながら技術を学んでもらう「外国人技能実習制度」を拡充する「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」（新法）を閣議決定し、国会に提出しました。

技能実習生の受入れ期間が現行の最長3年から5年に延長となり、また、外国人を低賃金や長時間労働で酷使するなどの不正を防ぐため、受け入れ団体や企業を監視する監督機関「外国人技能実習機構」を新設することになりました。

◆介護分野での受け入れに課題？

この法案と同時に、在留資格に「介護」を新設する入管難民法改正案も閣議決定しました。

介護職の人材不足が深刻化する中、介護分野での外国人労働者受け入れを促すため、日本の養成施設で介護福祉士の資格を取得した外国人の長期就労が可能になります。

現在、外国人技能実習制度では製造業や建設業、農業など69職種の受け入れが認められていますが、介護は対人サービスが対象となる初めての職種となります。そのため、言語や文化の異なる外国人の介護福祉士が受け入れられ定着するかが課題となりそうです。

